

公 示

一般乗用旅客自動車運送事業の事前確定運賃の平準化係数について

「一般乗用旅客自動車運送事業の事前確定運賃に関する認可申請の取扱いについて」(令和元年5月22日付け中運局公示第6号)の3.(2)の規定に基づき、平準化係数を下記のとおり定めたので公示する。

なお、「一般乗用旅客自動車運送事業の事前確定運賃の統一係数について」(令和元年10月11日付け中運局公示第63号)は本公示日をもって廃止する。

令和4年1月25日

中部運輸局長 嘉村 徹也

記

適用する営業区域及び平準化係数

営業区域	平準化係数
名古屋交通圏	1.15
知多交通圏	1.11
西三河北部交通圏	1.08
浜松交通圏	1.14
磐田・掛川交通圏	1.15
岐阜交通圏	1.11
北勢交通圏	1.11
福井交通圏	1.14

## 附則

1. 本公示は、令和4年1月25日から適用する
2. 現に事前確定運賃の認可を受けている者は、令和4年10月31日までの間、引き続き「一般乗用旅客自動車運送事業の事前確定運賃の統一系数について」（令和元年10月11日付け中運局公示第63号）の統一系数を運用できることとする。